

## 駐車場をご利用されるお客様へのお願い

当ホテルをご利用いただきありがとうございます。

当ホテルでは、お客様に安全に駐車場をご利用していただくために、以下のとおり駐車場利用規程を定めております。

- ・ 当ホテルの立体駐車場の収容可能車両は、以下の駐車場利用規程「4 駐車できる車両」記載のとおりですので、ご確認ください。
- ・ 係員が、立体駐車場への入庫が危険と判断した場合には、入庫をお断りし、同規程「5 駐車位置の変更」に基づき、提携駐車場等へご案内させていただく等の対応を取らせて頂きます。
- ・ 事故防止上、係員が車幅を計測させていただく場合があります。

ご理解及びご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

## 駐車場利用規程

### 1 駐車場利用について

本駐車場（以下「駐車場」という。）の利用に関する事項は、この規程に定めるものとします。

### 2 規程の承認

駐車場の利用者（以下「利用者」という。）は、この規程を承認のうえ駐車場を利用するものとします。

### 3 営業休止等

当ホテルでは、次の場合には駐車場の全部又は一部について、営業休止、駐車場の閉鎖、車路の通行止め及び車両の退避その他必要な行為（以下「営業休止等」という。）をすることができ、利用者はあらかじめ了承するものとします。

- (1) 自然災害、火災、浸水、爆発、施設又は器物の損壊、その他これ等に準ずる事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合
- (2) 保安上営業の継続が適当でないと認められる場合
- (3) 行政機関や警察からの要請、指示があった場合
- (4) 工事、清掃又は消毒を行うため必要があると認められる場合
- (5) その他、当ホテルはがやむを得ない事由があると認めた場合

### 4 駐車できる車両

駐車場に駐車することのできる車両は、下記の表に記載の収容可能諸元のとおりで

す。また、道路運送車両法による登録を受け、同法に定める有効な自動車検査証を備え  
 その他法令の定めを遵守している車両に限ります。

機種	収容可能諸元	全長	全幅	全高	車重	タイヤ外寸	最低地上高
		(mm)	(mm)	(mm)	(kg)	(mm)	(mm)
1号機		5300	2050	2000	2500	1930	110
2号機		5300	2050	2000	2700	2050	90

#### 注意事項

諸元内であってもフロント・リヤパーツ（突起物となるもの）やキャリア取付け、荷物積載車両、二輪及び三輪車は入庫できません。また、係員が、安全管理上適正でない  
 と判断した場合には、入庫をお断りさせていただきます。

#### 5 駐車位置の変更

当ホテルでは、駐車場の管理上必要がある時は、駐車位置を変更することができる  
 とします。

#### 6 遵守事項

第1項から前項までに掲げる事項の他、利用者は駐車場において、次の事項を遵守して  
 いただきますようお願い申し上げます。

- (1) 喫煙その他の火気を使用しないこと。
- (2) 他の利用者の駐車位置、事務室、機械室、電気室、倉庫等の中にみだりに立ち入ら  
 ないこと。
- (3) 場内において宿泊、飲酒、賭け事、騒音を発する行為等をしないこと。
- (4) 場内の施設、器物、他の車両及びその付属装着物等に損傷を与えたり、事故が発生  
 したりした場合には、直ちに係員に届け出ること。
- (5) 車両への給油、又は車両からの燃料抜き出しをしないこと。
- (6) 駐車中は必ずエンジンを停止し、車両から離れる時は窓を閉め、ドア及びトランクは  
 施錠して盗難防止の措置を講じること。
- (7) 駐車中の車両内に乳幼児、老人、病人その他の人を放置しないこと。
- (8) 駐車中の車両内に、動物、危険物または危険物となりうるものを放置しないこと。
- (9) 当ホテルの指示に従うこと。
- (10) その他、駐車場運営に支障を及ぼす行為又は他の利用者に迷惑となる行為をしな  
 いこと。

#### 7 入庫拒否

当ホテルは、駐車場が満車である場合は受付を停止するほか、次の場合には入庫をお断  
 りし、又は車両を退去させることができ、利用者は直ちに従うものとします。

- (1) 駐車場の施設、器物、他の車両、その積載物や付属装着物への損傷、汚れのおそれが  
 ある場合。

- (2) 引火物、爆発物その他の危険物を積載、又は取り付けている場合。
- (3) 著しい騒音や臭気を発する場合。
- (4) 非衛生的なものを積載したり、取り付けている場合、又は液汁を出したり、こぼしたりするおそれがある場合。
- (5) 運転者が酒気を帯び、又は無謀な運転をするおそれがある場合。その他駐車場の管理上支障がある場合。

## 8 出庫拒否

当ホテルは、利用者が出庫する場合に所定の料金を納付しないときは、駐車した車両の出庫を拒否することができ、利用者は直ちに従うものとします。

## 9 事故に対する措置

当ホテルは、駐車場において事故が発生し又は発生するおそれがある時は、車両の移動その他必要な措置を講ずることができるものとします。

## 10 時間制駐車料金における駐車時間

時間制駐車料金を算出するための駐車時間は、入庫の際に駐車券に記載した時刻から出庫の時刻までの時間とします。

## 11 引き取りのない車両の措置

### (1) 引き取りの請求

ア 利用者が当ホテルから許可を得ることなく車両を駐車している場合（当初は許可があったが、途中から許可しない状態になった場合を含む）、または約定の期間を経過しても駐車をしている場合には、利用者は直ちに駐車場を利用している車両を庫外に出さねばならないものとします。また当ホテルは、この場合には通知もしくは駐車場における掲示の方法により、当ホテルが指定する日までに当該車両を引き取ることを請求することもできるものとします。

イ 前記アの場合において、利用者が車両の引き取りを拒みもしくは引き取ることができない、または、当ホテルが利用者に連絡が取ることができないときは、当ホテルは当該車両の所有者等（自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。）に対して通知又は駐車場における掲示の方法により当ホテルが指定する日までに当該車両を引き取ることを請求し、これを引き渡すことができるものとします。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、当ホテルに対して車両の引渡しその他の異議又は請求をしないものとします。

ウ 当ホテルは、車両について生じた損害については、当ホテルの故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負いません。

### (2) 車両の調査

当ホテルは、前記 11 (1)アの場合において、利用者又は所有者等を確知するために必要な限度において、車両（車内を含む。）を調査することができるものとします。

### (3) 車両の移動

当ホテルは、前記 11(1)記載の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者もしくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができるものとします。

#### (4) 車両の処分

ア 当ホテルは、利用者及び所有者等が車両を引き取ることを拒み、もしくは引き取ることができない場合であって、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引き取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引き取りがなされないときは、催告をした日から 3 か月を経過した後、利用者へ通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、公務員、駐車場利用者の親族、連帯保証人その他駐車場利用者の利益を守る上で適切な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。ただし、車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む。）に満たないことが明らかである場合において、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引き取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引き取りがなされないときは、直ちに前記適切な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。

イ 当ホテルは、前記ア記載の規定により車両を処分した場合には、遅滞なくその旨を利用者に対して通知又は駐車場において掲示するものとします。

ウ 当ホテルが前記アの規定により車両を処分した場合には、その処分の対価から、未払いの駐車料金並びに車両の保管、移動および処分のために要した費用を控除し、不足があるときは利用者は当ホテルにその不足額を直ちに支払い、残額があるときは当ホテルはその残額を利用者に返還するものとします。

#### (5) 費用及び損害賠償

本項の定めに関して生じた費用及び発生した損害について、利用者は当ホテルに対して賠償する義務を負います。ただし、当ホテルは、この定めによって、第 16 項に定める利用者の損害賠償義務を免除するものではありません。

### 12 保管責任

- (1) 当ホテルは、利用者に駐車券を渡したときから同券を回収するときまで、車両の保管責任を負います。
- (2) 当ホテルは、出庫の際に駐車券を回収して車両を出庫させた後は、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、その車両に関する責任を負いません。

### 13 利用者に対する損害賠償責任

当ホテルは、駐車場利用に関する利用者の損害については、ホテルに故意又は重過失があった場合に限り、車両の損傷についてのみ、その損害を賠償する義務を負います。

### 14 車両の積載物又は付属装着物に関する免責

当ホテルは、駐車場に駐車する車両の積載物又は付属装着物に関する損害については、

一切賠償の責を負いません。

#### 15 免責事由

この規程の他の定めにかかわらず、当ホテルは、次の事由によって生じた車両又は利用者の損害については、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負いません。

- (1) 自然災害その他不可抗力による事故
- (2) 当該車両の積載物又は付属装着物が原因で生じた事故
- (3) 衝突、接触その他駐車場内に於ける事故
- (4) 第3項の規定による営業休止等の措置
- (5) 第9項に定めに従って当ホテルが講じた措置
- (6) 利用者の、第6項に定める遵守事項違反
- (7) 利用者間のトラブル又は利用者と第三者との間のトラブル
- (8) 車両、その積載物又は付属装着物の盗難による損害
- (9) その他利用者の故意又は過失に基づく行為

#### 16 損害賠償

当ホテルが利用者の責に帰すべき事由により損害を受けた場合には、その利用者に対してその損害の賠償を請求するものとします。また、同事由により第三者が損害を受けた場合には、利用者が第三者に対して損害賠償その他の対応をするものとします。

#### 17 この規程に定めない事項

この規程に定めない事項については、ホテルの宿泊約款その他の社内規程、及び法令の規定に従って処理させていただきます。

2021年7月 制定